

平成 22 年 3 月 8 日
特 許 庁

i P A C イニシアチブ（知財人材育成機関間協働構想）の合意について ～ A P E C 第 30 回知的財産権専門家会合の開催結果～

3月5、6日の二日間にわたり、A P E C 第 30 回知的財産権専門家会合が広島市で開催されました。同会合において、特許庁は A P E C 域内における知的財産権分野の人材育成機関の協働に関する提案を行い、参加国・地域の合意を得ました。

特許庁は、今後、人材育成機関間における情報共有を進める A P E C ウェブサイトを整備するなど、同提案の具体化を進め、域内でのより効果的、効率的な人材育成を実現する取組を進めてまいります。

1. 背景

近年、経済のグローバル化と技術の急速な進歩に伴い、知的財産のグローバルな保護や活用は一層重要性を増しています。

A P E C 域内においても知的財産権制度への関心が改めて高まっており、昨年 11 月に開催された A P E C 閣僚会議の共同声明には、A P E C 参加国・地域が知的財産権制度を支えるグローバルなインフラの構築を進める旨の内容が盛り込まれました。特に知的財産権制度の整備が不十分な国や地域においては、知的財産権制度を根元から支える人材の育成が急務となっています。

3月5、6日に開催された A P E C 第 30 回知的財産権専門家会合には、A P E C 参加国・地域から知的財産権分野の専門家が集まり、知的財産権制度を支えるインフラの在り方や構築について専門的、具体的な検討が行われました。

2. i P A C イニシアチブ（知財人材育成機関間協働構想）

同会合において、特許庁は「i P A C イニシアチブ」（Intellectual Property Academy Collaborative Initiative：知財人材育成機関間協働構想）を提案しました。

現在、A P E C 参加国・地域の多くは独自に知的財産権分野の人材育成機関を擁していますが、同提案は、各機関の人材育成プログラムに関する情報共有などを通じて、A P E C 域内におけるより効果的、効率的な人材の育成を目指すものです。同提案は、多くの出席者から支持を集め、実施に向けた合意を得ました。

今後、特許庁は、知的財産権分野における人材育成機関間の情報共有を行うためのウェブサイトを構築するなど、同提案の具体化を進め、APEC域内における知的財産権制度のインフラ整備を推進していきます。

(お問い合わせ先)

特許庁総務部国際課

担当者：大町、大熊

電話： 03-3581-1101 (内線2564)

03-3581-1898 (直通)